

# 三田市水道ビジョン・経営戦略策定業務 仕様書

三田市上下水道部  
令和4年5月

## 1 業務名

三田市水道ビジョン・経営戦略策定業務

## 2 業務の目的

本業務では、三田市水道事業のさらなる経営健全化に向け、三田市水道ビジョン・経営戦略策定に係る検討を目的とする。三田市水道事業の将来像及び経営状況・財務状況を明確にし、経営の健全性を確保するとともに、経営基盤の強化及び適切な本市水道事業における財源確保を図るものとする。

## 3 業務の概要

令和5年度に水道の将来像を示す上位計画である「三田市水道ビジョン」（平成25年3月策定）が最終年度、これを受ける中長期的な経営計画である「三田市水道事業経営戦略」（平成31年3月策定）が中間検証となる。誰もが見やすく、わかりやすい水道事業の次期方針を策定するため、三田市水道ビジョン及び三田市水道事業経営戦略の内容を一本化し、両計画の整合性を図る（令和6年3月策定予定）。

本業務は、新たな水道ビジョン（経営戦略を含む）の策定にあたり、民間事業者の知識や専門性の技術力により、計画の策定支援や内容の向上を目的とする。

なお、三田市水道ビジョン・経営戦略策定業務は、「水道事業ビジョン」作成の手引き（厚生労働省、平成26年3月）や「経営戦略策定・改定マニュアル」（総務省、令和4年1月）等の国の方針及び兵庫県等の計画を踏まえたものとする。

## 4 業務範囲

三田市全域及び三田市上下水道部の定めた区域とする。

## 5 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

## 6 水道ビジョンの計画期間

令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）までの10年間

## 7 業務の内容

### (1) 三田市水道ビジョン懇話会の運営支援業務

- (ア) 学識経験者や公募委員等で構成する懇話会の運営方法の検討、会議資料等の作成(令和4年度～令和5年度にかけて7回程度の開催を予定。ただし、開催回数は増減することがある。)
- (イ) 懇話会の議事録作成
- (ウ) 懇話会の円滑な進行のために必要な助言、補助
- (エ) 懇話会での論点に係る調査及び資料の作成

### 三田市水道ビジョン懇話会スケジュール(予定)

内容	時期
第1回懇話会	令和4年11月
第2回懇話会	令和5年1月
第3回懇話会	令和5年3月～4月
第4回～第6回懇話会	令和5年4月～10月
パブリックコメントの実施	令和5年11月頃
第7回懇話会	令和6年1月
水道ビジョン策定	令和6年3月

※上記スケジュールは、変更となる場合がある。

### (2) 水道事業の現状の概要整理

- (ア) 事業概要、水需要や災害対策、施設の老朽化と更新需要の増大、水質、持続的な事業運営などの把握・分析、課題整理を行う。
- (イ) 決算状況や公営企業における各種の経営指標等を活用して、経年比較又は他市比較等を実施する。

### (3) 現水道ビジョン及び経営戦略に対する現状評価・課題の把握

- (ア) 現水道ビジョン及び経営戦略の取組状況・分析、課題整理をする。
- (イ) 目標や経営状況等の予測と実績の差を分析し、経営課題を洗い出す。

(4) 投資・財政計画(経営戦略)

将来的な水需要や施設・設備・管路に関する投資の見通しを試算した計画（投資計画）と財源の見通しを試算した計画（財政計画）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した長期(50年程度)の収支計画を作成する。

また、収支計画に基づき計画期間内に行うべき投資の優先順位付けや平準化・長寿命化等の検討および収支均衡の見通しなどを分析する。

(5) 水道の将来像と目標設定

現状に対する課題・将来見通しの検証結果を踏まえつつ、将来像（理想像）及び実現施策を設定する。

(6) 推進する実現施策

現状と課題、将来見通しの分析及び先進事例等を踏まえて、水需要の計画、災害対策、施設等の整備方針、財政計画、新たな技術の導入など今後10年間の計画期間に取り組むことが適切であると判断される施策やサービスを検討する。

(7) 検討の進め方とフォローアップ

水道ビジョンに掲げる実現施策等を着実に推進する進捗管理の方法及びフォローアップ体制（進捗状況の評価、フィードバックの方法、時期）を検討する。

(8) 本編・概要版資料の作成

三田市水道ビジョンとして1冊の報告書(本編・概要版)にとりまとめること。また、市民等に公開することを前提とし、住民に理解しやすい文章で、図解・写真・イラストを用いてわかりやすく、デザイン性を意識した資料を作成する。

(9) その他の支援業務

前各号に掲げるもののほか、必要に応じてその都度委託者と協議すること。

## 7 資料の収集

必要となる資料の収集は、原則として受託者が行うものとするが、委託者が保有する資料で必要なものがあるときは、受託者の依頼に基づき委託者が貸与する。なお、準拠すべき資料は水道法及び関係法令等、国・県(厚生労働省、総務省、兵庫県等)及び公益社団法人日本水道協会等の指針・手引き・ガイドライン等の引用元が明確であるものに限る。

## 8 貸与可能な資料・データ等

- (1) 三田市水道ビジョン(平成25年3月策定、平成29年10月改訂、令和4年3月改訂)
- (2) 三田市水道事業経営戦略(平成31年3月策定)
- (3) 三田市水道事業(統計年報)
- (4) 三田市水道事業予算書
- (5) 三田市水道事業決算書
- (6) 三田市水道事業設計指針
- (7) 三田市水安全計画(平成28年度改訂)
- (8) 水質検査計画
- (9) 給水人口、給水量実績
- (10) 既存の起債台帳及び償還予定表
- (11) 既存の資産台帳及び減価償却予定表
- (12) 管網計算システム(PIPE-mini)の管網データ
- (13) 上下水道事業経営審議会(答申)(令和2年9月)
- (14) 第5次三田市総合計画
- (15) さんだ里山スマートシティ構想
- (16) その他必要な資料

## 9 成果品

- (1) 受託者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査の合格をもって、業務の完了とする。
- (3) 業務完了後において、成果品の不的確箇所等が発見された場合、受託者はすみやかに訂正、補足、その他の必要な措置を講じなければならない。
- (4) 本業務に文献、その他資料を引用した場合は、その出典を明記しなければならない。
- (5) 本業務における成果品の提出は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、受

託者は、作成にあたり編集方法など詳細についてあらかじめ委託者と協議すること。

(ア) (仮称)三田市水道ビジョン 本編・概要版	各 100 部
(イ) 会議録 (会議録要旨を含む)	各 1 部
(ウ) 委託者との打合せ内容確認書	各 1 部
(エ) その他関係図書	1 部
(オ) 成果品提出一覧表	1 部
(カ) 電子納品	1 式

前各号に掲げるものを PDF および作成された形式 (Microsoft-Word 形式、Microsoft-Excel 形式、Microsoft-PowerPoint 形式等) のまま記録媒体に納めて提出すること。

本編・概要版等で作成したイラストや表・グラフの Microsoft-Excel 形式等の各種データは、算出式や算出根拠を明確にし、委託者が修正や年度ごとの進捗管理が可能な様式で提出すること。

- (6) 本業務に係るデータ等の成果品の帰属は、本業務のデータ等の引き渡しをもって、受託者から委託者に移転するものとする。ただし、プログラム等に関するものは除くものとする。

## 10 納期 (予定)

(1) (仮称)三田市水道ビジョン (本編、概要版)	令和 6 年 3 月
(2) 会議録 (会議録要旨を含む)	会開催後 3 営業日以内
(3) 委託者との打合せ内容確認書	打合せ後 3 営業日以内
(4) その他関係図書	その都度速やかに
(5) 成果品提出一覧表	業務完了後速やかに
(6) 電子納品	業務完了後速やかに

前各号に掲げるものを業務完了後、一式を記録媒体に納めて提出すること。ただし(2)から(4)に掲げるものは、前記の記録媒体とは別にその都度電子データを速やかに提出すること。

## 11 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括払いとする。

なお、本業務は、債務負担行為に基づき、令和 4 年度と令和 5 年度の 2 会計年度にわたる業務であり、令和 4 年度中に完了した部分について部分検査を行い、検査に合

格をしたものは部分払を認める。

## 12 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者との間で協議のうえ処理するものとする。